

国民年金のお知らせ

★市民課国民年金係 ☎ 25-1114

市民福祉課市民税務係 ☎ 72-1333

未来の生活設計について考えてみませんか？

日本年金機構では国民年金及び厚生年金に加入している人に、これまでの年金加入記録や将来の年金見込額等を記載した「ねんきん定期便」を毎年誕生月に送付しています。

また、日本年金機構ホームページの「ねんきんネット」をご利用いただくと、ご自宅のパソコンやお手持のスマートフォンで、24時間いつでも最新の年金記録を確認することができます。さらに、これからの人生設計に合わせた働き方の条件を設定して、年金見込

11月は「ねんきん月間」・11月30日は「年金の日」

日本年金機構は、公的年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、11月を「ねんきん月間」としています。また、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し将来の生活設計に思いを巡らす日として、11月30日を「年金の日」としています。

額を試算することも可能です。

ぜひ、この機会に「ねんきん定期便」、「ねんきんネット」を活用し、ご自分の年金状況を把握しておきましょう。

●問合せ

「ねんきん定期便・ねんきんネット」専用ダイヤル

☎ 0570-058-555

IP電話の場合

☎ 03-6700-1144

国民年金Q&A ～あなたの疑問に答えます～

Q国民年金はどのような人が加入するのですか？

A国民年金は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の全ての人（外国人も含む）に加入する義務があります。

Q会社を退職しました。年金の手続きを教えてください。

A20歳以上60歳未満で会社を退職された人は、第2号被保険者（会社員・公務員等）から第1号被保険者（自営業者・学生等）への変更の届出が必要です。年金手帳と退職日が確認できる書類を持参のうえ、市民課（市役所1階）又は市民福祉課（アスパアこだま内）で手続きをしてください。

Q年金手帳を紛失しました。どうしたらよいですか？

A再交付できます。第1号被保険者は、市民課・市民福祉課又は熊谷年金事務所、第2号被保険者は勤務先、第3号被保険者は配偶者の勤務先の所在地を管轄する年金事務所でそれぞれ再交付の申請をしてください。



Q私は年金を受け取れますか？

A老齢基礎年金は、次の①～⑤の期間の合計が10年（120月）以上ある人が請求すれば、原則65歳から支給されます。

- ①国民年金保険料を納めた期間
- ②国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間
- ③厚生年金・共済年金の加入期間
- ④第3号被保険者期間
- ⑤合算対象期間（「カラ期間」といいます。厚生年金等の加入者の配偶者が昭和61年3月以前に任意加入しなかった期間、平成3年3月以前に学生であるため任意加入しなかった期間、海外に住んでいて任意加入しなかった期間等）

Q障害基礎年金はどのような場合に受けられますか？

A国民年金加入中又は20歳前に初診日（初めて医師等の診療を受けた日）のある病気やけがにより、国民年金の障害等級表に定める1級又は2級（※）に該当する障害が残った場合に支給されます。ただし、20歳前に初診日がある場合を除いて、一定の保険料の納付要件があります。

※障害者手帳の等級とは認定基準が異なります。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。控除の対象となるのはその年の1月から12月までに納めた保険料の全額で、過去の年度分や追納分も含まれます。

平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付した人には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます（9月下旬から10月上旬にかけてコンビニエンスストアで保険料を納付した人には11月中旬に、10月2日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付した人には来年の2月上旬に送付されます）。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又

は領収書）を添付してください。

また、家族分の国民年金保険料を納付した場合、その保険料も合わせて控除が受けられますので、家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

●「社会保険料控除証明書」に関するお問い合わせ

ねんきん加入者ダイヤル

☎ 0570-003-004

IP電話の場合

☎ 03-6630-2525

熊谷年金事務所

☎ 048-522-5012

平成31年度 体育施設等定期利用団体登録を受付

市内体育施設の定期利用団体登録の受付を開始します。登録をした団体は、登録の使用枠（各施設・曜日・時間）について、優先的に予約でき、使用料の減免を受けることができます。

●登録期間 2019年4月～2020年3月

●登録資格

- ①市内在住・在勤・在学者が10名以上いる
- ②監督者として成人が2名以上いる
- ③年間を通して定期的に活動する
- ④営利を目的としない

●申込方法

12月7日（金）までに申請用紙（登録申請書・減免申請書）を記入し、体育課（市役所3階）又は下記の各受付場所へ提出

※申請用紙は各受付場所、又は市ホームページ（トップページ→申請書ダウンロード→施設利用）からダウンロードできます。

※団体構成員から会費を徴収している団体は、収支内訳（書式自由）も併せて提出してください。

●受付場所（利用施設毎に異なります）

▶シルクドーム、ケイアイスタジアム（市民球場）※、本庄総合公園多目的グラウンド、北泉テニスコート、

本庄地域の各小学校体育館・グラウンド※、各中学校体育館及び本庄東中学校・本庄南中学校の武道場 → シルクドーム（☎25-5677）

▶エコーピア、児玉工業団地遊水池内グラウンド、児玉総合運動公園グラウンド※、共栄公園テニスコート※、児玉地域の各小学校体育館・グラウンド※、児玉中学校体育館及び武道場 → エコーピア（☎73-3815）

▶武道館、弓道場、若泉第1グラウンド※及び第2グラウンド、若泉第1テニスコート※及び第2テニスコート → 武道館（☎24-7181）

▶市民体育館、河川敷グラウンド（山王堂・下仁手） → 市民体育館（☎24-4657）

●その他

- ・※印の施設は、夜間照明の利用も受け付けません（本庄地域は、藤田小・仁手小・北泉小のグラウンド）。
- ・学校・市の行事や各大会等の予約が優先されるため、施設を利用できない日時・期間があります。
- ・登録希望枠が重複した場合、重複団体をお呼びして調整会議を開くことがあります。
- ・1月中旬に平成31年度定期利用登録団体全体説明会を実施します。

★体育課 ☎ 25-1152